

八王子市立小・中・義務教育学校体育館及び武道場空調設備利用要綱

令和7年(2025年)4月1日施行
令和7年(2025年)9月16日改正
令和8年(2026年)4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市立小学校、中学校、義務教育学校の体育館及び武道場(以下「学校運動施設」という。)を利用する者が、学校運動施設に設置された空調設備を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(実費負担)

第2条 空調設備を利用する者(以下「利用者」という。)は、空調設備の利用に掛かる実費相当額(以下「負担額」という。)を学校運動施設に設置された課金制御盤によりキャッシュレス決済で負担しなければならない。

- 2 各学校運動施設の1時間(1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。)あたりの負担額は、別表第1に定める額とする。
- 3 納められた負担額は、還付しない。ただし、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第3条 学校教育活動及び避難所運営(訓練を含む)で学校運動施設を利用するときは、負担額を徴収しないものとする。

(利用の停止)

第4条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、空調設備の利用を停止することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) その他管理上支障があるとき。
- 2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第5条 利用者は、空調設備の利用が終わったとき、又は利用を停止されたときは、直ちに当該設備を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、空調設備を損傷したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。